

岩手県告示第320号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成23年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 212号	混合石灰肥 料	草地特号（ 胆沢町牧野 用）	% アルカリ分 49.0 く溶性苦土 14.0	肥料取締法第 3条第1項に 規定する公定 規格のとおり	くみあい肥料 株式会社	岩手県花巻市 二枚橋第5地 割146番地	平成26年5 月9日